平成２２年（フ）第３１５号
奈良県葛城市竹内256―37、住民票上の住所奈良県葛城市竹内569番地
破産者　市川　秀明
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
愛媛県今治市北日吉町１丁目23番５号　カーザベラーニ黒河102号、旧住所愛媛県今治市鯉池町２丁目１番40号
破産者　谷川　美香（旧姓坂井）
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第４６号
愛媛県今治市五十嵐甲452番地３、旧住所愛媛県松山市南斎院町1338番地65
破産者　眞部　宗俊（旧姓徳岡・濱田）
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第２０５号
福岡県三井郡大刀洗町大字下高橋4009番地８
破産者　石本　　茂
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１３８号
北海道空知郡中富良野町本町５番33号
破産者　高津　　右
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１７号
宮城県柴田郡大河原町大谷字末広105番地
破産者　天谷　文夫
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１３５号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字並松６番地１並松住宅３－１号、開始決定時の住所宮城県柴田郡村田町大字沼辺字新巻７番地４　３号
破産者　坂元　年春
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１４０号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字若葉町15番地３　102号
破産者　武田　清志
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第５１号
秋田県にかほ市平沢字館ヶ森15―10　メイプルハウスＥ号室、住民票上の住所秋田県大仙市大曲西根字鳥居219番地
破産者　山崎あけみ
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第１７７号
福島県いわき市常磐下船尾町村山77番地の４
破産者　佐藤　久夫
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３２０号
埼玉県川越市大字的場2537番地10
破産者　稲垣　美穂（旧姓小須田）
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２３７９号
神奈川県鎌倉市腰越４丁目10番11号
破産者　鈴木久美子
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７６号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上137番地
破産者　喜多　昭子
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３７７号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上137番地
破産者　喜多　雄史
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３７８号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥６丁目８番地の10　トムズハイツ101、前住所神奈川県小田原市穴部509番地の１　サンコーポ鶴井201
破産者　喜多英三子
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３７９号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥６－８―10　トムズハイツ101、住民票上の住所神奈川県足柄下郡湯河原町宮上137番地
破産者　喜多　智代
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３号
富山県魚津市大字大海寺新村43番地12
破産者　長谷川芳令
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第７８６号
静岡市葵区川合３丁目31番46―201号、旧住所静岡市葵区瀬名２丁目20番９号
破産者　池谷　佳孝
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５５号
滋賀県守山市今宿２丁目９番17号　トワイライト・アヴェニュー203号室、住民票上の住所滋賀県大津市坂本１丁目10番41号
破産者　川又　良次
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部